

袋井市立可睡寮に係る指定管理者の候補者の選定結果について

袋井市立可睡寮への指定管理者導入に当たって、次のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

1 施設の概要

(1) 施設の名称・所在地

名称 袋井市立可睡寮

所在地 袋井市久能 2995 番地の 2

(2) 施設の設置目的

老人福祉法に規定する環境上の理由又は経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所措置を目的とする。

2 募集概要

(1) 募集の期間 平成 25 年 8 月 1 日(木)から平成 25 年 9 月 13 日(金)まで

(2) 応募者

応募者名	所在地/代表者
社会福祉法人 明和会	袋井市広岡 4 2 9 6 番地 理事長 八谷 重之
社会福祉法人 萬松会	袋井市久能 2 9 1 4 番地の 4 理事長 佐瀬 道淳

3 事業提案等の審査

(1) 審査の観点及び選定方法

申請者から提出された書類やプレゼンテーションを基に、袋井市指定管理者選定委員会において審査し、指定管理者の候補者の選定を行った。

審査は、申請者の提案内容を審査項目ごとに点数化し、候補者としての適性を確認した。

【審査項目】

主な審査項目		配点
1	申請者に関する項目 (総合評価含む。)	団体の経営基盤が安定しているか
		施設の管理運営を安定して行うための人的・物的能力があるか
2	施設運営に関する項目	施設の設置目的を理解し、公の施設としての役割を適切に担うことができるか
		効果的かつ効率的な管理を実施できるか
3	サービス内容に関する項目	利用者本位の柔軟なサービスの提供ができるか
		入所者との信頼関係の構築に努めているか
		個人情報保護に十分な対策がとられているか
4	収支予算に関する項目	危機管理をはじめ、安全で安心した施設の管理運営ができるか
		適切な収支バランスが図られているか
計		130

(2) 選定委員会及びプレゼンテーションの開催日

ア プレゼンテーション 平成 25 年 10 月 25 日(金)

イ 選定委員会 平成 25 年 10 月 30 日(水)

(3) 選定結果及び選定理由（点数は、委員7名の合計点910点を満点とする。）

ア 選定結果

選定は、「老人福祉法に規定する環境上の理由又は経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所措置」という設置目的を達成するため、(ア)施設の設置目的を理解し、安定してサービスを提供することができるか、(イ)施設の管理運営に当たり、適切な人員の配置や組織体制となっているか、(ウ)入所者が安心して施設生活を送ることができる支援ができるか、(エ)施設運営に対し、意欲的で、現実的かつ具体的な提案がされているか、(オ)入所者の健康的な生活のため、衛生管理、感染症対策が適切にとられているかを主なポイントとして審査し、次のとおりの結果となった。

審査項目		申請者名	
		社会福祉法人 明和会	社会福祉法人 萬松会
1	申請者に関する項目（総合評価含む）	276	256
2	施設運営に関する項目	158	155
3	サービス内容に関する項目	341	336
4	収支予算に関する項目	70	68
合 計		845	815

イ 選定理由

審査の結果、社会福祉法人 明和会が以下の項目で高い評価を得たため、候補者として選定した。

- (ア) 社会福祉事業を広範囲に展開し、団体として管理運営基盤の安定性と老人保護措置に必要なノウハウを有していること。
- (イ) 非常時での入所者の安全確保のため、各種マニュアルの作成、定期的な訓練や救急車搬送時の対応が具体的に提案されていること。
- (ウ) 入所者の健康的な生活を保持するため、衛生管理や感染症対策がそれぞれの感染症マニュアル等に具体的に記述されており、対策が適切にとられる計画となっていること。
- (エ) 法人の財務状況が良好であること。
- (オ) 施設運営や衛生管理などの具体的な提案が優れていたこと。

4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

5 今後の予定

指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

指定管理者の指定は、本年11月市議会の議決後に行います。